



延 監 第 2 号

平成31年4月5日

平成30年度

行政監査報告書

(USBメモリの管理状況について)

延岡市監査委員

1 監査のテーマ

USBメモリの管理状況について

2 監査の目的

市の取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上の重要な情報等があり、外部への漏えい等が発生した場合には、市政に重大な支障を及ぼすことになる。そのため、市はこれら保有する情報等を適切に取り扱い、管理する責任がある。

しかしながら本市においては、近年、職員の私物コンパクトディスクを介したウイルス感染や市内小学校でのUSBメモリの紛失事故が連続して発生しており、情報セキュリティに関するリスクが高まっている。

そのため今回、適切な情報管理の確保に資することを目的として、全庁的に使用している記録媒体の一つである「USBメモリ」について、その管理状況等の監査を実施した。

3 監査の対象

本庁及び出先機関、議会事務局、各委員会及び委員の事務局、消防本部及び消防署、上下水道局並びに学校等において保有しているUSBメモリを対象とした。

4 監査の期間

平成30年11月1日から平成31年2月28日まで

5 監査を実施した監査委員

議選委員 松田満男

識見委員 野下美智江

識見委員 安藤辰男

6 監査の主な方法

監査対象の組織から提出された記録媒体管理簿（以下「管理簿」という。）とUSBメモリの保有実数を突合し、その管理状況を実査するとともに、関係職員への質問等を行った。

7 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- (1) USBメモリについて適切な管理が行われているか。
- (2) USBメモリの外部への持出手続を知っているか。
- (3) 情報セキュリティに関する全庁的な統制は図られているか。

8 USBメモリの取扱基準

本市のUSBメモリを含む記録媒体の管理、取扱基準等については、延岡市情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）及びパソコン・記録媒体等取扱い手順書（以下「手順書」という。）に規定している。

9 監査の結果

(1) USBメモリの管理状況等

① 管理簿への登録状況について

監査対象の組織が実際に保有しているUSBメモリの総数は1,245個であり、そのうち管理簿に登録されているものは1,236個で、未登録のものが9個あった。

USBメモリは、情報セキュリティ管理者である課室長等が管理することになっており、その管理状況を常に把握しておかなければならない。今回の登録漏れは、人事異動等に伴うUSBメモリの未返却が主な原因であるが、対策基準によれば、職員は異動等により業務を離れる場合は、利用していたUSBメモリを返却することになっている。しかし、手順書にはその旨の記載がないため、職員の認識が不足していたと考える。手順書の見直しを含めて、USBメモリの取扱方法について周知徹底を図っていただきたい。

監査対象組織別のUSBメモリ保有数

(単位:個)

対象組織	USBメモリの保有状況		
	管理簿上の保有数	保有実数	差
企画部（6課室）	75	78	3
総務部（8課室）	85	86	1
市民環境部（6課室）	84	84	0
健康福祉部（8課室）	79	79	0
農林水産部（4課）	55	55	0
商工観光部（3課）	20	21	1
都市建設部（6課）	60	60	0
北方総合支所（3課）	31	31	0
北浦総合支所（3課）	56	57	1
北川総合支所（3課）	30	30	0
その他（1課4事務局）	31	31	0
教育委員会（10課室）	105	105	0
消防本部・署（4課・署）	19	19	0
上下水道局（3課）	40	41	1
小計	770	777	7
学校等（幼稚園1園、小・中学校43校）	466	468	2
小計	466	468	2
合計	1,236	1,245	9

※数値は、対象組織の実査日現在のもの。

② 保管状況について

USBメモリの保管場所について、学校等は金庫等に一括保管しているケースが多かったが、本庁等の組織では職員個人の机を保管場所に指定しているケースが多く見られた。職員個人の机でUSBメモリを管理すると、自宅への持ち帰りや業務以外の情報を記録するなどUSBメモリを私物化する可能性があり、盗難、紛失及びウイルス感染による情報漏えいのリスクが懸念される。

USBメモリは、情報セキュリティ管理者である課室長等が管理することになっているため、管理状況を的確に把握できる保管方法について改めて検討していただきたい。

③ 使用状況について

対策基準によれば、USBメモリは情報が保存される必要がなくなった時点で、速やかに記録した情報を消去しなければならない。今回の監査で抽出によりUSBメモリの記録内容を確認したところ、一部に保存する必要のない情報などが記録されたままのものが見られた。

盗難、紛失及びウイルス感染による情報漏えいを未然に防ぐためにも、対策基準を遵守するよう周知徹底を図っていただきたい。

また、職員一人で複数のUSBメモリを保管及び使用しているケースが見られた。USBメモリの保有数に関しては、対策基準及び手順書に制限規定はないものの、その個数が増え、使用頻度が過多になれば、USBメモリの私物化につながる可能性や、紛失や故障が発生した場合に業務に著しい支障が生じる危険性もある。

各組織の業務体制や内容を考慮した上で、USBメモリの必要個数を判断し、適切な管理に努めていただきたい。

④ 私物USBメモリの無許可の持込及び使用について

今回の監査で本庁等2課及び学校7校において、合計10個の私物USBメモリの無許可持込及び使用を確認した。対策基準及び手順書に明らかに違反する行為であり、厳重に注意するものである。違反行為は、その重大性、状況等によって懲戒処分の対象になることを、職員一人ひとりが強く認識していただきたい。

また、今回のような違反行為や情報セキュリティに関する事故・処分事例が発生した場合には、今後とも全職員に対して、庁内メール等により必ず周知を図り、情報セキュリティの確保に万全を期していただきたい。

(2) USBメモリの外部への持出手続の周知状況

今回の監査で職員への質問の回答結果から、手順書の存在を知っている職員は約9割いたが、USBメモリの外部への持出手続を知らない職員が約4割いることが判明した。一部の職員については、遵守すべき手順書に対する認識不足が考えられる。

今後、情報セキュリティに関する職員の意識改革に向けて、研修内容の見直しやさらなる充実を図っていただきたい。

関係職員への質問(回答結果)

		回答総数 156人	
① 「パソコン・記録媒体等取扱い手順書」を知っているか。		知っている	知らない
	回答者数	136人	20人
	回答率	87.2%	12.8%
② USBメモリを外部に持ち出す際の手続きを知っているか。		知っている	知らない
	回答者数	87人	69人
	回答率	55.8%	44.2%

※本庁等の73課室を対象に、概ね各課室の職員1～3人に質問。

(3) 情報セキュリティに関する全庁的な統制状況

本市の情報セキュリティに関して統制を図る立場である統括情報セキュリティ管理者は、今回の監査により判明したUSBメモリの保有実数や使用状況、私物USBメモリの無許可持込などの実態について把握していなかった。

また、対策基準によれば、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するとしているが、過去に一度も実施されたことはなく、昨年、本市で発生したUSBメモリの紛失事故後においても実施されていない。

本来であれば当該事故を受けて、全庁的に情報セキュリティ監査又は自己点検を実施し、情報セキュリティポリシーの遵守状況の検証を行うべきであったと考える。

今後、情報セキュリティ監査及び自己点検の実施基準の見直しを含めて、情報セキュリティポリシーの遵守状況を把握・検証する方法について検討する必要がある。

10 まとめ

近年、本市において記録媒体に係る事故が連続して発生しているのにも関わらず、今回の監査により私物USBメモリの無許可持込及び使用が確認されたことは、誠に遺憾と言わざるを得ない。

また、本庁等の組織では、ネットワークサーバ内での情報管理が可能であり、外部機関との情報交換や資料収集などに必要な場合を除いて、USBメモリを使用する必要性は低いと考えられる。各組織においては、USBメモリを利便性のみで安易に使用することなく、業務体制や内容に応じた必要性を検討し、情報セキュリティに関するリスクの軽減を図ることが重要である。

情報技術の進歩とともに、行政のみならず社会全体で個人情報の外部流出等が危惧されている中で、情報セキュリティに関するリスクが、常に身近に存在していることを強く認識していただくとともに、今回の監査結果が、本市の情報セキュリティの確保及び職員一人ひとりの危機管理意識の向上につながることを期待する。